

法令上の制限②
建築基準法(前半)
単体規定

○×式確認問題
【解答・解説】

- 1 × 都市計画区域外において建築物を新築する場合には、当該建築物の用途、構造または規模にかかわらず、建築確認を受ける必要がある。
都市計画区域外は、特殊建築物・大規模建築物が確認を受けなければならない
- 2 × 鉄骨造2階建て、延べ面積が190㎡の事務所において増築をしようとする場合、その増築に係る部分の床面積の合計が18㎡の場合には、建築確認を受ける必要はない。
増築後の面積が208㎡であるし、また、鉄骨造2階建ては大規模建築物なので、確認が必要
- 3 × 木造3階建て、延べ面積500㎡、高さ13mの一戸建ての住宅を新築する場合、建築確認を受ける必要はないが、大規模の修繕をする場合は建築確認を受けなければならない。
木造3階建ては大規模建築物であるから、新築も大規模修繕も建築確認が必要
- 4 × 木造2階建て、延べ面積400㎡、高さ13mの一戸建ての1階部分(床面積250㎡)のコンビニエンスストアを一般住宅に用途変更する場合、建築確認を受ける必要がある。
用途変更は、変更後の用途について確認要請があるため、住宅への用途変更であれば確認不要。
- 5 × 集会場を用途変更して公会堂(その床面積の合計300㎡)にしようとする場合、建築確認を受けなければならない。
集会場から公会堂への変更は類似の用途により、用途変更に該当せず、確認不要
- 6 × 建築確認申請の手続きは、指定確認検査機関も行うことができ、指定確認検査機関の確認を受けたときは、建築主は、建築主事にその旨を届け出なければならない。
このような規定はない。指定確認検査機関で確認を受けた場合は、指定確認検査機関が、建築主事に報告することになっている

- 7 建築確認を要する工事が特定工程を含む場合には、当該特定工程にかかる工事を終えた場合には、中間検査を受けなければならない、中間検査合格証の交付前でも、~~軽微な工事であれば、工事を続けることができる。~~
中間検査合格証の交付後でなければ、軽微な工事でも工事を続けることはできない
- 8 建築確認を受けた建物の建築工事の施工者は、工事現場の見やすい場所に、建築確認を受けた旨の表示することを要しない。
表示しなければならない
- 9 建築主は、建築主事が確認の申請について不適合の処分をした場合、建築審査会に対し、審査請求をすることができるが、その裁決に不服がある場合に、再審査請求をすることはできず、訴訟を提起しなければならない。
建築審査会の裁決に不服があれば、国土交通大臣に対し、再審査請求をすることができるので、訴訟を提起しなければならないわけではない。訴訟については、建築審査会に審査請求をせずに、することもできる
- 10 建築協定は、都道府県が条例で定めた一定の区域に限って、締結することができる。
都道府県ではなく、「市町村」が条例で定めた一定の区域に限り締結できる